

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成29年7月～9月）

平成29年7月～9月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
7月21日	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定 申請事件第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成29年7月～9月）

受付事件の概要

富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件

（平成29年（ゲ）第4号事件）平成29年7月4日受付

本件は、被申請人が設置した改良柵の構造上の欠陥により、本件改良柵及びこれに接続する下水管が破損し、申請人宅の敷地地下の土砂が流失したため、申請人宅敷地に地盤沈下が生じたものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件（平成27年（セ）第8号事件・平成29年（セ）第1号事件・平成29年（調）第3号事件）

1 事件の概要

平成27年12月9日、東京都台東区の住民2人から、近隣住民（本件建物所有者）2名を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人らの所有する本件建物の2階の一室を賃借し、居住している。被申請人らが、本件建物の1階倉庫に業務用冷凍庫の設置工事を行った直後から、機械の稼働音のような重低音が申請人ら宅内に響くようになり、申請人らには不眠、耳鳴り、不安抑うつ感等の症状が出るなど、著しい精神的・肉体的苦痛を被っ

ているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 484 万円等の支払を求めたものです。

その後、平成 29 年 1 月 12 日、同申請人らから菓子食料品の卸販売等を営む株式会社を相手方（被申請人）として、同内容の損害賠償金合計 484 万円等の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成 29 年（セ）第 1 号事件）、同月 24 日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、冷凍庫から発生している低周波音と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 29 年 9 月 19 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委平成 29 年（調）第 3 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同月 22 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成29年7月～9月）

終結事件の概要

山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件（平成 29 年（フ）第 1 号－2 事件）

1 事件の概要

公害等調整委員会は、秋田県にかほ市の申請人から山形県知事（以下「処分庁」という。）が行った山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における岩石採取計画の不認可の処分及び同地内の林地開発計画変更許可の不許可処分の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を平成 29 年 2 月 20 日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

処分庁は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第 33 条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成 28 年 12 月 20 日付けで、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添附書類の不備を理由に不認可の処分を行い、また、同地内における森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、平成 29 年 1 月 13 日付けで、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添附書類の不備を理由に不許可処分を行いました。

申請人は、岩石採取計画認可申請に当たって当該書類を添附する根拠とされた条例が違法・無効なものであり、また、林地開発計画変更許可申請に当たって、当該書類は必要な添附書類には含まれないため、かかる不認可及び不許可処分は違法なものであるとして、公害等調整委員会に対して本件裁定申請をしました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成29年7月14日の第2回審理期日において森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する不許可処分に係る審理手続を分離（平成29年（フ）第1号－2事件）し、同日、審理終結としました。平成29年9月29日、分離した森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する不許可処分に係る申請を却下するとの裁定を行い、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する不許可処分に係る事件は終結しました。